

以下、5点につき公開で質問を致します。

- 1、 今回の様な違反掲示物による公職選挙法違反は、その他の政党、政治団体、会派、議員も行っている事で実際には警察により立件をされるものではないので、この法律に従う必要がないとお考えでしょうか。

この点につき町田市議会保守の会、町田市議会保守の会代表、町田市議会議員白川 哲也先生としてのお考えをご教示ください。

- 2、 今回の様な違反掲示物による公職選挙法違反は、町田市の無知な有権者はどうせ分からないと見下しているので、この法律に従う必要がなく町田市民に説明する必要もないとお考えでしょうか。

この点につき町田市議会保守の会、町田市議会保守の会代表、町田市議会議員白川 哲也先生としてどの様にお考えをご教示ください。

- 3、 選挙に勝つためという尊い目的の為であれば、選挙が始まる前より違法と定められた事前選挙運動を行う事は正しい事とお考えでしょうか。また、この事前選挙運動は町田市議会保守の会の方針なのでしょうか。

この点につき町田市議会保守の会、町田市議会保守の会代表、町田市議会議員白川 哲也先生としてどの様にお考えをご教示ください。

- 4、 公職選挙法違反という公民権停止となる重大な犯罪を、おぜき重太郎町田市議会議員が繰り返し犯していたとしても、おぜき重太郎町田市議会議員は他の町田市民より重要なかつ上級な者であるので、何ら反省をする必要もない事とお考えでしょうか。

この点につき町田市議会保守の会、町田市議会保守の会代表、町田市議会議員白川 哲也先生としてどの様にお考えをご教示ください。

- 5、 日本を思う日本第一党としましては市民を心底見下し公民権停止となる重大な犯罪を繰り返す、おぜき重太郎町田市議会議員は即刻辞任をするべきと考えますが、どの様にお考えでしょうか。

この点につき町田市議会保守の会、町田市議会保守の会代表、町田市議会議員白川 哲也先生としてどの様にお考えをご教示ください。